

援安レタルニ因ル

六経 過

七月五日運輸労働組合主事松井政吉ハ前記理由ニヨリ後業員六名ノ要求ヲ次ノ數額條項トナシ書面作成ノ上店主方ヲ訪問店主代理(解船組合長書記長)馬場伊之助ニ手交シ時局柄統後ニ於ケル産業協力ノ實ヲ舉グル為メ善處方ヲ數額セリ

數額條項

- 一 富島 (32) 郵船 (32) 芝同 (30) ノ三會社ノ運賃ハ遠近ヲ問ハス平均ノ參拾弐トス祖シ芝浦 (28) ニ含ム
- 一 其他ノ賞符モ前項ニ同シ祖シ財部ハ(塩荷主名) 従前通り
- 一 其他各會社ノ荷ニ船堀上流ハ財部 (30) ト同ジ
- 一 滞船料ハ各會社共ニ小解ハ金一円五十弐大解ハ二円五十

四。噸以下ノ解ハ噸六弐割ニテ船拂トス

- 一 仕事中ニ破損ノ受メタル場合(弁金、ケガ)等ニハ船主ハ半分責任ヲ持ツトス
  - 一 汽船ニテ曳下リタル時ハ曳分トシテ半金文拂ハレタシ但シ空船
  - 一 大森、王子、川口方面ハ運賃噸金五十弐トス
  - 一 幸不事ノ場合ハ貳拾円金暮ニハ參拾円ヲ貸與スルコト、
  - 一 仕込金若葉丸ニ号四三円 (36) 同上五号四三円 (38)
  - 一 若葉丸十二号四三円 (38) 以上小解
  - 一 若葉丸八号五〇円 (43) 同上十三号五〇円 (43)
  - 一 十五号五〇円 (43) 以上大解
- 又七月八日店主アリテハ代理馬場伊之助ヲシテ日本橋區新穀町一丁目三六解船組合事務所ニ於テ後業員代表松井政告ト會見セシメタルニ松井ニアリテハ時局柄労働協調ノ重要